



診断書強要行政訴訟控訴審勝利！ シリーズ④

不誠実な会社側窓口の説明 会社の言う労使慣行は機能していない！

東京高裁（相澤眞木裁判長）は10月8日、国（中労委）が控訴していた診断書強要行政訴訟控訴審について、控訴を棄却しました。

本裁判で会社は、「これまで問題が発生したときは、幹事間折衝をして解決に向けて議論することが労使間の慣行になっていた」と、あたかも幹事間折衝で説明を尽くしているような主張をしていました。

しかし今回の判決の中には、会社側幹事が「基本協約等の『欠勤』に年休が含まれるという会社の解釈の論拠、以前の解釈からの変遷の理由やその合理性等を説明することはなかった。」と指摘し、更に「現在では『欠勤』の中には年休が含まれると解釈しており、そのことに尽きる旨を述べるにとどめ、その論拠等を説明することはなかった。」と、会社が欠勤の中に年休が含まれるという論拠を説明しなかったと認定しています。

そして、「団交と同程度の実質的な協議が行われたものとみることができない」と指摘しています。

つまり、この間会社が労使慣行である幹事間折衝でしっかりと説明していたと得意げに主張していたことに対して、“それは言っても、団交どころか幹事会折衝でも何も組合に説明していないじゃないか”と指摘をしているのです。

会社の労働組合蔑視の態度が今控訴審の審理においても、裁判所に見抜かれたと言っても過言ではありません。